

(取引金融機関)

第 10 条 事業体の取引金融機関は、_____、名義は、
_____とした預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 11 条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第 12 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認が無ければ、事業体が業務を完了する日までは脱退
することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、松山市長
の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 13 条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項
の規定を準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 14 条 事業体解散後、事業体の履行した業務につき瑕疵が発見されたときは、構成員は共同連帯し
て担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか〇法人は、上記のとおり_____
_____共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこ
の協定書正本〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成 年 月 日

共同事業体

代 表 者 住 所 _____
法 人 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印

住 所 _____
法 人 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印

住 所 _____
法 人 名 称 _____
代 表 者 氏 名 _____ 印